

議案第17号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月26日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年佐倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）給食費 保育園における佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐倉市条例第24号）第13条第4項第3号に掲げる食事の提供に要する費用をいう。

第2条第2項中「法」の次に「及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の状況に応じ別表第1に掲げる世帯の階層区分に基づき、同表に定める額とする。

第5条中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第6条第1項中「支給認定子どもの支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中「支給認定子どもの支給認定保護者等は、保育料及び延長保育料」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等は、保育料等」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「及び延長保育料」を「、延長保育料及び給食費（以下「保育料等」という。）」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（給食費の徴収）

第7条 市長は、満3歳以上保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、給食費を徴収するものとする。

2 給食費は、月額7,500円を限度として、市長が別に定める額とする。

附則第3項中「第7条から第9条まで」を「第8条から第10条まで」に改める。

附則第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

階層区分	定義	利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間

A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除く、市町村民税所得割及び均等割の両方が非課税の世帯		0円	0円
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割のみ非課税の世帯であって、在宅障害児（者）のいるもの又はひとり親のもの		7,300円	7,200円
C2	A階層からC1階層までを除く、市町村民税所得割のみ非課税の世帯		10,400円	10,300円
D1	A階層からC2階層までを除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当するもの	22,000円未満	16,000円	15,800円
D2		22,000円以上 48,600円未満	18,000円	17,700円
D3		48,600円以上 56,000円未満	22,800円	22,500円
D4		56,000円以上 72,000円未満	26,900円	26,500円

D 5		72,000 円以上 97,000 円未満	30,000 円	29,500 円
D 6		97,000 円以上 112,000 円未満	37,300 円	36,700 円
D 7		112,000 円以上 138,000 円未満	42,300 円	41,600 円
D 8		138,000 円以上 169,000 円未満	44,500 円	43,800 円
D 9		169,000 円以上 180,000 円未満	49,200 円	48,400 円
D 10		180,000 円以上 210,000 円未満	51,000 円	50,200 円
D 11		210,000 円以上 245,000 円未満	54,300 円	53,400 円
D 12		245,000 円以上 260,000	57,200 円	56,300 円

		0円未満		
D13		260,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,000円
D14		301,000円以上	63,500円	62,500円

備考

- 1 「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により、1月当たり平均275時間までの区分に認定された保育必要量をいう。
- 2 「保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、1月当たり平均200時間までの区分に認定された保育必要量をいう。
- 3 「世帯」とは、教育・保育給付認定保護者等の属する世帯をいう。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る利用者負担額については、なお従前の例による。